

第2回歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会

日時 令和3年12月23日(木)

16:00～

場所 A P 新橋 K ルーム(オンライン開催)

○歯科口腔保健推進室長 定刻よりやや早いですが、皆さんおそろいになっておりますので、ただいまより第2回歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会を開催いたします。構成員、専門委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お時間を頂きありがとうございます。本日の会議では、皆様御出席いただいております。

本日の会議に Web で御参加いただいている構成員、専門委員の皆様におかれましては、座長の指名がない場合で、御意見、御質問等、御発言がある場合は「手を挙げる」ボタンをクリックして、カメラに向かって手を挙げるジェスチャーをしていただき、座長の指名を受けてからマイクのミュートを解除して御発言いただければと思います。また、御発言いただくとき以外は、マイクをミュートの状態としていただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして配布資料です。構成員、専門委員の皆様には事前にメールでお送りしております。大変申し訳ないのですが、先ほど 14 時過ぎぐらいに資料 1 の差し替えのメールをお送りしております。資料 2、参考資料は変わっておりませんが、資料 1 については差し替わっておりますので御留意ください。なお、差し替えをしておりますので、画面は新しいものを共有しながら説明させていただきます。会場にいらっしゃる先生方におかれましては、タブレットは資料 1 が古いバージョンになっておりますので、お手元にあります紙の資料を御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては赤川座長、よろしくお願いいたします。

○赤川座長 皆さん、こんにちは。今日は全員がお集まりいただきましたこと、大変ありがとうございます。5 人の方はここにリアルで、その他の構成員、専門委員の方はリモートでご出席ということで、限られた 2 時間ですが、前回の会議でいただいた宿題に関して、今日は結論を出したいと思っております。どうか、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は、先ほど言われた資料 1 と 2 に基づいて議論を行いたいと考えています。まず、事務局から、資料 1 の説明をお願いいたします。

○歯科保健課課長補佐 事務局です。それでは、資料 1 を説明いたします。画面を共有いたしますので、お待ちください。

資料 1、「歯科技工におけるリモートワークについて」、御説明いたします。前回頂いた御意見としまして、歯科技工におけるリモートワークを行う者に関しては、歯科技工所に勤務する歯科技工士ということが何より大前提ではないかということ。歯科技工におけるリモートワークが想定される業務として、CAD に限定されるのではないかということ。リモートワークを行う場所に関しましては、個人情報担保できるような状況にあることが前提ではないかという御意見を頂いております。

また、スライド 4 ですが、ほかの論点、デジタルデータの授受方法については、歯科技工のデジタルデータというのは医療データであること。歯科技工録への記載やトレーサビリティをきちんとできていることが大前提ではないかというような御意見を頂いております。

さて、ここから本日お示しする論点に関する資料です。「歯科技工におけるリモートワ

ークを行う者」に関しまして、現在の法令で歯科技工を行う者に関する部分を抜粋しております。まず、歯科技工士は歯科技工を業とする者ということ。そして、歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってはならないとされております。また、歯科技工を行う場所として歯科技工所があるわけですが、その届出事項として、下の青い部分にありますように、者に関する内容として、開設者の住所や氏名、管理者の住所及び氏名、業務に従事する者の氏名という部分があります。さらに、管理者の義務としまして、歯科技工所の管理者は、歯科技工所に勤務する歯科技工士その他の従事者の監督ということが義務となっております。

そういった現状を踏まえ、リモートワークにおいては、管理者がいる歯科技工所から離れた場所で歯科技工士が業務に従事することを踏まえると、監督のあり方についても検討が必要と考えられ、歯科技工におけるリモートワークを行う者に関する論点としまして、1つ〇を大きく示しております。リモートワークを行う者について、以下のように整理してはどうかということで2点示しております。まず1点目ですが、歯科技工所の管理者は、リモートワークを行う歯科技工士の所在を含め、業務の実施状況を適切に管理する必要があるということ。2点目が、責任の所在を明らかにするため、歯科技工所の開設者は、リモートワークのみを行う歯科技工士であっても、歯科技工所において「業務に従事する者」として届出を行うこととするということ。そして、今お示ししました2点のほかにも、歯科技工におけるリモートワークを行う者について整理すべき点はあるかということをお示ししております。

続きまして、「歯科技工におけるリモートワークで想定される業務」です。近年CAD/CAM装置を活用した歯科技工があり、コンピュータを用いた作業のみで行うことが可能な過程もあります。こうした中で、コンピュータを利用して行う過程も含め、歯科技工に該当するという解釈を示しております。このCAD/CAMに関しましては、例えばCAD/CAM冠の算定回数が年々増加しているという背景があり、歯科技工士の養成・確保に関する検討会の報告書におきましても、CADを行う際にテレワークを活用する場合の取扱いの明確化が言われているほか、規制改革実施計画の中におきましても、CAD/CAM装置を用いた自宅等でのリモートワークが可能であることの明確化と周知ということが位置付けられております。このような現状、課題の中で今回お示しする論点としまして、CAD/CAMを用いた歯科技工における歯科補てつ物等の設計、CADを歯科技工におけるリモートワークの対象としてはどうかということで示しております。

続きまして、「歯科技工におけるリモートワークを行う場所」です。歯科技工を行う場所について関連する法令等をまとめております。歯科技工を行う場所は歯科技工所ということ、院内技工の場合に医療機関の中ということが考えられます。そして、歯科技工所を開設した者は、厚生労働省令で定められている事項を届け出する必要があるとして、その中で場所に関するものとして、下のほうの赤い囲みの中にありますように開設の場所ということと、構造設備の概要と平面図というものを出示していただく必要があります。そして、

この構造設備に関しましては、※2 にありますような構造設置基準というものが定められておりまして、その中で、更に必要な設備、器具が通知で定められておりますが、そういったものを※3 で示しております。こういった必要な器具、設備等については、製作等の作業が想定されたものも位置付けられております。

こういった中で、同じように医療情報を扱うオンライン診療の適切な実施に関する指針に関して、医師が遠隔から医療を提供するわけですが、その場合の医師の所在に関する考え方を指針の一部から抜粋しております。指針そのものは参考資料3として添付しておりますので、御参照いただければと思います。考え方ですけれども、例えば、オンライン診療の場合は、騒音のある状況等、患者の心身の状態に関する情報を得るのに不適切な場所でオンライン診療を行うべきではない等々、様々なことが示されております。

こういった中でのリモートワークを行う場所に関する論点ですけれども、リモートワークを行う場所について以下のように整理をしてはどうかということで、大きく2点示しております。リモートワークを行う場所は、その場所も含め歯科技工所の管理者は必ずその場所を把握しなければならないということ。2点目が、歯科技工は、患者の口腔内の状態に関する情報を扱うものですので、その情報を保護するため、リモートワークを行う場所は、歯科技工所と同等程度に物理的に外部から隔離される環境である必要があるということを示しております。また、このほか整理すべき点はあるかということも示しております。さらに、本日2つ目の○ですが、歯科技工におけるリモートワークを行う場所につきまして、構造設備も含め、その場所の取扱いをどう考えるかということも示しております。

続きまして、「歯科技工におけるデジタルデータの授受、セキュリティ等」ということで論点を示しております。まず、個人情報・医療情報システムに関する法令・ガイドライン等様々ある中で、こちらでもオンライン診療の指針ですが、セキュリティ等に関しましては、医師は、システムは適宜アップデートされ、リスクも変わり得ることなど、理解を深めるべき、ソフトウェア等を適宜アップデートするなどのことが位置付けられております。スライド22も同様に、オンライン診療の指針からの抜粋です。

こうした中で、歯科技工士に関連するデジタル処理業務に関する調査の結果ですが、歯科技工所におけるデジタル情報の取扱いの状況を見てみますと、患者の個人情報が含まれるデジタル情報を約半数の歯科技工所で扱っていましたが、電子保存の3原則というのを知っていたのは約20%にとどまるという状況がございます。

また、患者情報の漏洩防止のためのデータ保護対策としまして、「適切なウイルス対策ソフトをインストールされている」が最も多く6割を超えておりますが、一方で「特に対策を取っていない」という所も20%あるという状況です。さらに、患者情報の漏洩・紛失防止のための対策として、マニュアル作成や研修を行っているという所は7%、3.6%というような状況であり、特に対策を取っていないという所が9割に近いという状況でした。

さらに、CAD/CAMを用いた歯科技工におけるデジタルデータの受け渡しの状況を見てみ

ますと、パスワードなしでメールに添付して授受するという所が 5 割で一番多いという状況でした。

こういった現状・課題を踏まえての論点としまして、大きく○を 4 つ示しております。1 つ目ですが、歯科技工におけるリモートワークのセキュリティ対策として、以下のような対策が考えられるのではないかとということで 4 点示しております。1 点目、歯科技工所の管理者は、リモートワークを行う歯科技工士の本人確認を徹底すること。2 点目、フリーWiFi など第三者が容易にアクセスできる通信環境を用いないなど、通信環境の安全性を確保すること。3 点目、OS やソフトウェア等の適宜アップデート、セキュリティソフトのインストール、多要素認証などの対策を講じること。4 点目、個人所有端末の業務利用は原則禁止とすること。また、○の 2 つ目ですが、CAD データの授受について以下のように整理することとしてはどうかということで、2 点示しております。まず 1 点目、個人情報保護やセキュリティ対策を講じた上で、クラウドサービスの利用や、特定の人のみが利用できる専用ネットワークの利用等により CAD データを授受すること。2 点目、汎用の大容量ファイル送信サービス等の利用は、セキュリティ対策の観点から適切ではないこと。○の 3 つ目ですが、歯科技工所におけるセキュリティ等への対策が必ずしも十分ではないという現状に鑑みまして、研修等を通じ、リモートワークに伴うセキュリティリスクに関する情報の周知が必要ではないか。○の 4 つ目、この他にどのようなセキュリティ対策が考えられるかということを示しております。

続きまして、「CAD/CAM を用いた歯科技工におけるトレーサビリティ」ということで、歯科補てつ物等に関するトレーサビリティに関して品質管理指針を定めており、その中に、歯科技工所の開設者は、以下の事項について記録した歯科技工録を作成しなければならないとされております。

歯科技工録の作成状況を見ますと、作成している歯科技工所の割合は、上の棒グラフにありますように約 6 割ということ、歯科技工録の保管方法を見ますと、紙媒体のみでの保管が約 6 割という状況でした。

電子化の状況を見ますと、歯科技工録のデジタル化の方法は、「全ての情報を入力している」というのが約 50%ということ、その中で電子歯科技工録の入力情報を見ますと、上のほうにありますような、「患者の氏名」、「作成部位」は 9 割を超えておりますが、下のほうの赤い囲みの中にありますような、「作成の方法」、「工程管理に係る業務を管理した記録」などは 4 割程度にとどまるという状況でした。

参考で歯科技工指示書の電子化の状況です。現行示されている歯科技工録の様式例ですが、御覧いただくと分かるように、CAD/CAM などが想定されていないような様式例が示されております。

こういった状況を踏まえて、CAD/CAM を用いた歯科技工におけるトレーサビリティに関しての論点としまして、歯科技工録の作成が必要であることの周知を再度行う必要があるのではないかとということ。2 点目として、歯科技工録には、作成の方法を記載する必要がある

ありますが、CAD/CAM を用いた歯科技工の場合、CAD、CAM それぞれの過程の記録が必要である。ただ、リモートワークにおいて CAD を行う場合に、管理者がいる歯科技工所から離れた場所で歯科技工士が業務に従事することになりますので、その管理がより重要になると考えられます。一方で、歯科技工録の様式例に CAD/CAM を用いた歯科技工の例が示されておきませんので、その例を示すことも必要ではないかということで示しております。

「まとめ」としまして、論点①から⑤として、歯科技工におけるリモートワークの考え方として示すべきではないかと考えられる点をお示ししましたが、論点①から⑤で示したものの以外に考え方として示すべき点はあるかということで示しております。

最後に、今、申し上げた歯科技工におけるリモートワークの論点をイメージ図にしたものです。まず、歯科技工におけるリモートワークの対象として CAD 等が考えられ、自宅等、リモートワークで業務に携わる場所も 1 つの歯科技工所として考えまして、左にいる管理者が、例えば自宅などにいるリモートワークで業務に従事する歯科技工所の場所も含めて、業務も適切に管理するという。そして、管理者とリモートワークで業務に従事する歯科技工士は、それぞれセキュリティリスクに関する研修を受けるということ。リモートワークを行う歯科技工士は、業務専用端末を用い、OS やソフトウェア等のアップデートなど、セキュリティ対策を講じている端末を用いるということ。そして、設計した CAD データの送付に関しては、クラウドサービスや特定の人のみが利用できるような専用ネットワークの利用等でデータの送付を行うということ。また、リモートワークを行っている歯科技工士は歯科技工録に、ある一部の工程を自宅で作成したということが分かるように、きちんと歯科技工録を記載するという。そして、歯科技工所の都道府県知事等への届出に関しまして、リモートワークのみを行う歯科技工士も、業務に従事する者として届出を行うこととしてはどうかということでイメージ図をお示ししております。説明は以上です。

○赤川座長 どうもありがとうございました。今、「歯科技工におけるリモートワーク」について詳細に説明をいただき、論点が 1 から 5 までであること、また、まとめの論点とイメージ図ということでお示しいただきました。今日は、この論点の 1 から順に議論を進行させていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

まず、論点 1 です。スライド 7 が出てくると思いますが、歯科技工におけるリモートワークを行う者について、構成員の皆さんと専門委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

ここに示された下の論点という所にポツ 1 と 2 というようにありますが、これに関する御意見はいかがでしょうか。どうぞ御遠慮なくお話しください。リモートの皆さんは手を挙げていただいて、こちらがどうぞと言ったらミュートを切って御発言をお願いします。いかがですか、会場の構成員の方、専門委員の先生方、構成員の先生方、いかがですか。

無いようですので、では、最初のポツの管理者は適切に管理するという、これでするんですね。もう 1 つ、2 つ目のポツですが、リモートワークのみを行う歯科技工士であっても、業務に従事する者として届出を行うということにする、ということで整理をし

てよろしいですか。野崎専門委員、どうぞ。

○野崎専門委員 すみません。1点だけ確認させていただきたいのですが、これは国内外問わず、こういったルールが適用される。例えば、歯科技工士免許を持った方がアメリカにいらっしゃって、そこで仕事をして、あるグローバルに展開している事業主にとっては、雇用環境をしっかりと結んで管理をすればそれでよろしいということになるのでしょうか。

○赤川座長 日本におけるということだと思いますが、その辺は事務局から説明をどうぞ。

○歯科保健課課長補佐 事務局でございます。歯科技工士法は国内法になりますので、日本国内での管理、日本国内でリモートワークを行うことを想定しております。

○野崎専門委員 ありがとうございます。

○赤川座長 よろしいですか。それでは、次どうぞ、陸構成員。

○陸構成員 陸でございます。今の、実際にラボの中の管理者が、この想定でOKとしていくということは分かるのですが、そこは、ただそれだけの約束事で、どんどんそこが壊れていくというか、知らぬ間にどんどんそこが壊れていって、そして極端に言えば、歯科技工士免許を持っていない人とかというところも、経営者とその人がうまく話し合えばできてしまうというような環境にズルズルなっていくような気がするのですが。

○赤川座長 そうでしょうか。そうならないようにするにはどういう御提案がありますか。

○陸構成員 ここの、本人のなりすましといいますか、そういうのを管理するのはかなり難しいと思うのですよね。今は、なかなかほかの業態でも、そういう、ちょっと悪いことをすれば、カードのなりすましだ何だというのは僕らの手に負えないぐらい、もうとんでもないことになりつつある中で、それを、そこをこの人だと特定して管理をするというのは、かなり難しいことではないかなというように僕は感じます。

○赤川座長 ご意見でよく分からない所があります。まず、管理者がいて、リモートをする人がいると。それは1つの歯科技工所ということですよ。ですから、それは当然、作っている人もリモートしている人も歯科技工士でないといけないということですよ。

○陸構成員 ただ、それが、例えば、その人が休んだとかしたときに、この人でもいいのではないかとということで、どんどんそういうようになっていかないう懸念です。

○赤川座長 そういうことですね。山下専門委員、現実はどうなのでしょう。

○山下専門委員 山下です。御指摘の所が、歯科技工所開設者としては一番心配な事だと思います。データには色が付かないので、例えばデータに歯科技工士免許番号を付与して送信をするとか、前回にもお話ししましたが、資格番号（HPKI）を使用して送信するのが一番ベストだと思います。また、雇用関係をきっちり明確にして、届出を行っている者が、リモートワークができるよう、ひも付けにして頂きたいと思っております。

○赤川座長 私はそういう前提があって進むと理解していましたが、今のリモートをする歯科技工士が、また別の人に頼んで作るということが、ということなのでしょう。

○陸構成員 そういうことが起こる可能性があるのではないかなと。

○赤川座長 わかりました。次、尾松構成員から、どうぞ。

○尾松構成員 日本歯科医師会の尾松です。今の御意見はもっともだと思うのですが、やはり、そういうところはどこの業界でも、どういう所でも出てくることなので、これはもう、歯科技工所の管理者の責任の下で行うしかないと思うので、それは仕方がないかなと思います。以上です。

○赤川座長 どうもありがとうございました。すみません。お待たせしました。次、三代先生、お願いいたします。

○三代構成員 私も尾松先生と同じで、歯科技工所の管理者にきっちり管理いただいて、把握していただくことしかないと考えております。以上です。

○赤川座長 ありがとうございます。ほかに、この件に関して御意見はいかがでしょうか。小畑構成員、どうぞ。

○小畑構成員 小畑でございます。後で出てくる論点とも関係してくる所ですが、先生方がおっしゃったように、基本的には歯科技工所の管理者の責任の下、雇用関係にある歯科技工士が別の場所でリモートワークをするという仕組みですので、リモートワークをしている人が雇用関係にある歯科技工士であることを担保するためにも、トレーサビリティをしっかりと明確にして、リモートワークの業務を行った者が、誰がどこで行ったのかということがわかるようにしていく必要があると思います。もちろん 100%なりすましなどを防ぐことはできないかもしれませんが、責任の所在も含めて、歯科技工録を適切に記載することで、その辺がある程度管理できるのではないかなというように思います。以上です。

○赤川座長 ありがとうございます。歯科技工録とトレーサビリティの点は、また後で議論いたします。多分、そういった所が基本になるだろうということですが、陸構成員、これでよろしいですか。ほかに御意見はありますか。なければ、こういうことで管理者ないし先ほどの歯科技工録という話で進めたいと思います。

次は、論点 2 です。「歯科技工におけるリモートワークで想定される業務」ということで、スライド 14 を見ていただきながら皆さんの御意見をいただきたいと思います。要するに、業務としては、この歯科補てつ物等の設計を CAD ですることを、リモートワークの対象としてはどうかという御提案、というか論点の整理です。御意見はいかがですか。これも、そういうことで皆さん合意をいただけたらと思いますが、よろしいですか、松井専門委員、どうぞ。

○松井専門委員 すみません。これは CAD に限定をするということはよく分かるのですが、ただ、そこをどうやって縛りを付けるかということが、先ほどのお話と同じようで難しいのかなと思って。やはり、これは何というか CAD だけではなくて、ほかの業務も実際にリモートでやろうと思えばできるわけで、そうすると、そこら辺を CAD だけをやっているのかということはどうやって検証をするかというのが難しいなと思うので、先ほどの後半の話の中にも出てくるとは思うのですが、やはりそこに認証なり何なり、後は、トレーサビリティを担保するための歯科技工録なりといったものと関連してくるのかなというように

は思っております。ただ、CAD に限定することについての異論はございません。以上です。
○赤川座長 分かりました。ありがとうございます。では、そういうことで。今、松井専門委員が言われた所は、後半のほうでまた少し議論をしたいと思います。

では次は、論点3です。「歯科技工におけるリモートワークを行う場所」という所で、スライド18を見ていただいて、皆さんから御意見をお聞きします。ここでは、○の1つ目ですかね。それでは柳澤構成員、どうぞ。

○柳澤構成員 立川保健所の柳澤でございます。お世話になっております。この件に関しては、やはり保健所の立場といたしましては、歯科技工士法の第27条に関係して立入りの権限というのが1つ関係するのかなと思っております。やはり、届出というものがあつたほうが望ましいのではないかなと思っていて、例えば、サテライトとしてやるに当たって、歯科技工所として、当然その構造設備の基準については緩和していただく必要はあると思うのですが、例えば、先ほど国内で海外でといった議論もありましたが、実際、どの場所でやっているのかというのを、歯科技工所の管理者の方がお届けをして、いざというときに保健所が立入りをを行い、それこそ記録等の確認を取れるような体制を担保するという必要があるかと思しますので、やはり、この場所というものに関しては、お届けいただくような形を御検討いただきたいと思います。私からは以上です。

○赤川座長 分かりました。論点の下の○の所ですね。ありがとうございます。やはり、ちゃんと届けられないといけないのではないかなという位置付けの御意見ですが、ほかに御意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。では、杉岡構成員、手が挙がっています。

○杉岡構成員 場所については、論点に2つ○がありますが、どれもふさわしいと思います。また、今、柳澤構成員がおっしゃってくださったように、やはり離れた場所でやるということで、第三者がきちんとその場所でやっているかということを検証できることが何よりも重要だと思っておりますので、そういう意味では私も賛成ですし、そのように進めていただければと思います。

○赤川座長 このようなお二人の御意見がありましたが、ほかの皆さんの御意見はどうですか。賛成とか反対とか。どうぞ、三代構成員、お願いいたします。

○三代構成員 16 ページに、いろいろな設備基準というので、防音とか消火、空調、給排水、石こうトラップ、防じん用マスクと書いてあるのですが、CAD の設計だけを行うのであれば、その辺は見直していただく方向で進めて、当然、届出まではしていただく必要があるとは思いますが、設備基準については、また御検討いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○赤川座長 どうもありがとうございます。構造設備の基準については、少し考えていただけるのではないかなと思っております。お待たせしました。次は小畑構成員、どうぞ。

○小畑構成員 小畑でございます。先ほどの届出の必要性という所に関しましては、柳澤構成員と杉岡構成員もおっしゃっていたように、これは保健所の立場という意味合いで立入りができる、できないという所もそうですし、前の論点にもありました、なりすましな

ども含めて、そこは少し手続上というか、業態として煩雑になるのかもしれませんが、リモートワーク先の場所は届出をしていただく必要はあるのかなと。現在の法令上も、先ほどの 16 ページにある届出事項という所の 7 番目に構造設備の概要及び平面図とありますが、これはリモートワーク先も含めて、全体として歯科技工所という理屈でもありますので、主の歯科技工所とリモートワーク先を合わせた全体の概要と平面図というのは、法令上は必要になってくるかなと思います。構造設備基準上の必要事項についても、主の歯科技工所とリモートワーク先とを全体として捉えた場合に、備えられているかどうかという話の解釈になるのかなと思います。そうすると、リモートワーク先には必ずこういったものが必要という話ではなくて、全体として全て備わっていれば OK という解釈になるのではないかなというように思っております。以上です。

○赤川座長 分かりました。そういうことでありがとうございます。それでは、野崎専門委員、どうぞ。

○野崎専門委員 これ、リモートワークをするわけなので、ネットワーク的な設備基準といったものは観点として導入する必要があるのかなと。これは別に、単にコメントなのですが、例えば、やはり WiFi であると途切れてしまったりだとか、要は漏れてしまいやすいので、プラチナバンドでいいのであれば、例えば、遠隔医療であれば 4G や 5G といったものを使うことを総務省やデジタル庁が推進しておりますが、そういった基準も将来的には見据えておく必要があるのではないかなというように思います。

○赤川座長 分かりました。ありがとうございます。それは非常に重要な所ですね。続いて、古畑構成員、どうぞ。

○古畑構成員 古畑でございます。先ほどの先生方の御意見はごもっともなことなので、設備構造基準等々も含めて、やはり状況に合ったことはやらないといけないと思うのですが、ただ、開設歯科技工所届け等々のことなのですが、要は、リモートワークを対象とされる方が、私の認識では、ほぼ女性の方が多いとか、産休の間にやりたいだとかということが多いと思うのです。ただ、現状の各地域の保健所が現在稼働している歯科技工所の総数というのを確実に把握できていないところもあるのです。もちろん、その歯科技工士が廃業届けを出していないだとかということもありますので。ということは、その管理監督というのなかなか厳しいところもありますので、このサテライト的な歯科技工所を、例えば、産休でお休みになるとか、半年だとか 1 年だとかということであるのならば、期間を限定して認めると。かつ、それを延長するのであれば、適宜更新をすることによって確実にひも付けができると思いますので、いかがでしょうか。

○赤川座長 分かりました。ご提案、ありがとうございます。この点について皆さんの御意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか、期間を限定するということですが、松井専門委員、どうぞお願いします。

○松井専門委員 先ほど古畑構成員のおっしゃることは、出産とか育児とかということと期間を限定するということだと思うのですが、介護とかといったこともありますし、今後

どのような形で広がってくるか分からないことを考えると、期間を限定するというのは少し難しいかなと思うのですよね。逆に、リモートワークをやめる時点で届出をすればかという形にすれば、いわゆるサテライトでやられている歯科技工所が、歯科技工所登録をしているわけではなくて、歯科技工所の中の一部の部分ということですから、そうすると、そこが廃業とか、そういうような手続は少し違うのかなと思うので、そのやっている実態に合わせて管理者のほうが届出をすればすむ話ではないかなというように思いました。以上です。

○赤川座長 分かりました。ありがとうございます。次は、お待たせしました、大島構成員、どうぞ。

○大島構成員 大島です。期間の限定という点に関して、趣旨は分からなくもないのですが、ただ、現行の法令上、変更が生じた度に届出が必要とされていますので、やはりこうした事務手続などを踏まえますと現実的ではないのかと思ったところです。以上です。

○赤川座長 分かりました。ありがとうございます。ほかの方の御意見はいかがでしょう。どうぞ、山下専門委員。

○山下専門委員 女性の新たな歯科技工士の働き方という観点から考えまして、私自身は、リモートワークの歯科技工を広めていきたいと思っております。例えば子供が病気でやむをえず会社を休む際に、リモートワークができればありがたいです。それと管理者に重責を担っていただく方向で進めて頂きたいです。歯科技工士会や、ほかの団体等々で管理者講習会を開催し、データの授受も含めて、リモートワークを行うには、このようなことを全部クリアしないとできないというようなガイドラインを、野崎専門委員に御協力いただき作っていただき、それを周知徹底するというような方向で進めていただければと思っております。

○赤川座長 ということは、期間は限定しないと。

○山下専門委員 しないということです。すみません。

○赤川座長 分かりました。ほかはいかがですか。柳澤構成員、どうぞ。

○柳澤構成員 リモートワークに関しての届出ということで、先ほど来お話があるように、構造設備の基準については緩めるという方向で、私も賛同するところなのですが、逆に、もし、リモートワーク以外のことをするという場合には確実に届出をして構造設備を満たさなければならないということについては、やはりそこは周知徹底をしていただく必要があるのかなと思いますので、その点についても御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

○赤川座長 分かりました。それも当然のことだと思います。それでは、おおよそ意見が出そろったので、期間を限定しないというところでよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、そのような形で論点3はまとめます。

次に、論点4にいきたいと思います。「歯科技工におけるデジタルデータの授受、セキュリティ等」です。スライド27を出してください。資料は28の番号になっているかも分

かりませんが、紙媒体を見ていただきながら、皆さんの御意見をいただきたいと思います。ここには○が4つありまして、その1つ目の○には4つのポツがあってそれら論点が示されています。それから、CADの授受の○の2つ目では2つのポツの論点、おおよそ全部そうだなという感じです。3つ目の○は、研修を通じてもっと周知徹底、学習をしてもらうということです。4つ目の○は、そのほかにどんな対策があか、ということです。これらの4つですが、順番はどこからでもよろしいですので、御意見があればお願いいたします。

ではまず、最初の○からいきましょうか。このリモートワークのセキュリティ対策として、示されている4つでいかがでしょうか。御異議、あるいは追加はありますか。杉岡構成員、どうぞ。

○杉岡構成員 ここまでの議論の中で、再三リモートワークを行う者、人についても議論がありましたし、場所についても議論がありましたので、これに集約されるのだと思います。デジタルデータの授受やセキュリティという項目の中でそのことを詰めていただければいいと思いますが、今、座長がおっしゃっていたように、1つ目の○の1ポツですが、ここが一番大事だと思っていて、歯科技工士の本人確認を徹底するということです。このことについては先ほどからいろいろ懸念があるので、しっかりと徹底していただきたいと思いますが、その1つの方策として、例えば業務用の端末に入るときに、顔認証、あるいは指紋認証とか、何かそういう形で本人が確定できるような対応をすることが適切ではないかと思っております。ほかの3つについては適切な内容であると思っております。

○赤川座長 分かりました。御指摘の3ポツ目の多要素認証というところに係るのかなと思いますが、ほかの御意見はいかがでしょうか。扇構成員、先ほど手が挙がりましたでしょうか。

○扇構成員 扇です。今、杉岡会長がおっしゃったことと重複しておりますので。

○赤川座長 そうですか。では、とにかく本人確認の徹底ということと認証するということですね。

○扇構成員 はい。

○赤川座長 分かりました。ほかにいかがですか。こちらのほうもよろしいですか。野崎専門委員、ここのところご専門ですけれども、よろしいでしょうか。

○野崎専門委員 多分、多要素認証を使うときに、例えば医療機器だったら HPKI というのを厚労省はやっていると思いますけれども、歯科用では残念ながらまだ配られる予定ははっきりしていないところもあって、どのように暗号鍵を管理するかということについて、歯科技工所で自分の所の認証局を作って、自分の所の管理下においては、その責任においてそういったものを使わせているという技術というものを使って、ただ、それがなりすましされているというか、その歯科技工所の証明書を厚労省が認定しているわけではないのですけれども、ただ、その責任においてやりなさいといったことが、もしかしたら現実的というか、一番安価というか、負担は少ないかもしれないというのがありまして、然るべき時がくれば、そのデリゲーションといいますか、その上の上位認証局というものを国、

ガバメントにして、そこにひも付けるといような形にもっていくというのも過渡期としてはあるのかなというところはあると思います。

○赤川座長 分かりました。その辺の詳細は、また是非お教えいただきたいと思います。では、この○の1つ目はOKということで、○の2つ目、CADデータの授受は、これも当然だと思いますが、いかがでしょうか。ほかに何かあるかなという気がしますが、これでよろしいでしょうか。ありがとうございます。次に、○の3つ目、研修をしっかりとすることですが、きちんとした学習をしてもらわないとやはりまずいかなと思いますが、これもよろしいでしょうか。では続いて、○の4つ目ですが、ほかにどのようなセキュリティの対策がありますか、ということですが、先の3つで大丈夫でしょうか。では、杉岡構成員、その次に扇構成員の潤でお願いいたします。まず、杉岡構成員からどうぞ。

○杉岡構成員 2つ目の○の1ポツ目で、ここは重要だと思っているのですが、個人情報保護やセキュリティ対策を講じた上で、クラウドサービスの利用や、特定の人のみが利用できる専用ネットワークということで、是非これを活用していただきたいと思います。例えばリモートワーク先で操作するときに歯科技工所、いわゆる親ラボのクラウドに仮想のデスクトップを設定して、テレワーク先も同じ仮想のデスクトップを使って作業を行う。データ保存も親ラボのクラウドのみに保存するということが重要で、積極的にこのクラウドサービスを利用することで安全が担保されるのではないかと考えております。

○赤川座長 分かりました。それでは次に、扇構成員、どうぞ。

○扇構成員 扇です。歯科技工所におけるセキュリティ等の対策が必ずしも十分でない現状に鑑み、研修等を通じてというところがありまして、この研修等というのは今回、我々が聞いているような、例えばテレワークを検討しているラボが手を挙げて、研修会のようなのをどこかの母体が開いて受けるというようなイメージなのではないでしょうか。研修等を通じてというのは少し抽象的すぎて、分からないので質問させていただきました。

○赤川座長 そういうイメージだろうと思いますが、事務局からイメージをお願いします。

○歯科保健課課長補佐 事務局でございます。御質問ありがとうございます。関係団体が実施するものであるとか、学術団体が実施するものであるとか、そういったテレワーク、リモートワークを行う場合のセキュリティ等に関する研修ということで想定しております。

○赤川座長 回答になっていますでしょうか。

○扇構成員 つまり、厚労省の方に何か準備していただいて、そういう企画していただけるということになるのでしょうか。どこかに母体が変わったり、預けたりするということなのではないでしょうか。又は歯科医師会、歯科技工士会等の団体が請け負う。

○赤川座長 そうですね。多分、実施母体としては厚労省ではないような気がしますけれども、事務局、いかがでしょうか。

○歯科保健課課長補佐 ありがとうございます。厚生労働省自体が実施するということは想定しておらず、例えば関係団体とか学術団体が実施するということを想定しておりますけれども、その内容に関しては、我々と、有識者の先生方とも御相談しながら示していけ

たらと考えております。

○赤川座長 ということですが、よろしいですか。

○扇構成員 分かりました。

○赤川座長 次は尾松先生、お願いいたします。お待たせいたしました。

○尾松構成員 今のことなのですけれども、研修等というのが、我々歯科のほうでは、保険の場合の施設基準も研修を受けないと駄目なのですけれども、それと同じような考えの研修ということでもいいのでしょうか。だから施設基準ですよね。この研修を受けないとリモートワークの仕事ができないということで理解してよろしいのでしょうか。

○赤川座長 そうですね、私もそうだと思いますが、事務局からお願いいたします。

○歯科保健課課長補佐 事務局でございます。原則として研修を受けた所がリモートワークを行っていただくということを考えております。

○尾松構成員 厳しいな。

○赤川座長 その前に松井構成員の手が挙がっていたと思いますが、どうぞ。

○松井専門委員 今、御意見いただいたことと同じようなことをお聞きしたかったのですが、やはりそれを受けないとできないというような形にするのかなと思ったことが1つと、定期的にそういった研修会というのをやらないと、歯科技工業界というのは管理者に対して、管理者講習会とかそういったものは余り積極的に今まで日本歯科技工士会もやられていないし、行政のほうでも一部お聞きしていますけれども、余りそういったことが今まで行われていなかったということもあります。患者データを扱ったりするということになりますと、やはり歯科技工士自体もそういう意識を変えていく意味でも、研修会等が必要だと思います。しかも受けないと、そういった業務に当たれないというような縛りはある程度、特に今回こういった新しくリモートワークという舵を切るわけですから、やはり周知させる意味でも、スタートアップする所には、そういった研修会をしっかりやっていただきたいなと思っております。以上です。

○赤川座長 分かりました。ありがとうございます。山下専門委員、どうぞ。

○山下専門委員 先ほども申しましたように管理者講習会というものを義務付けして、リモートされる方々はそれを受講して、施設基準と同じように認定証というものを発行していただいて、それを持った者ができるというぐらいにしないと、半年後にはデジタルというのはまた進んできますし、だんだん新しいものが出てきますので、これを、リモートワークをやる者に関しましては、毎年でもこういう管理者講習会を行うぐらいの気持ちでやっていかないといけないなと思っております。厚生労働省の皆様方にも御協力いただきまして、また、歯科技工士会、今日、杉岡会長がおいでですが、歯科技工士会等々で管理者講習会を実施できればと思っております。

○赤川座長 本当にCAD/CAM技術は日進月歩で進歩していますから、アップデートはどうしても必要でしょうね。講習自体も研修自体もそのような気がいたしますが、ほかに御意見はございませんか。馬場構成員、どうぞ。やっと手を挙げていただきました。ありがと

うございます。今、指名しようと思っておりました。

○馬場構成員 個人情報の話なのですが、講習の話から外れて申し訳ありませんけれども、そもそもデータが外に出ないというのは大前提だと思いますが、出たときに患者名と連結ができないようなというのか、匿名化するということは絶対必要ですよ。そういったことは全然議論がないのですけれども、やはり必要ではないですか。

○赤川座長 そうですね。

○馬場構成員 万が一出たとしても連結可能な匿名化を。大前提になっているのかもしれませんが。

○赤川座長 それは前提になっていると思っていましたが、野崎専門委員、どうでしょうか。

○野崎専門委員 2 つ考え方がございまして、匿名化というのは次世代医療基盤法や改正個人情報保護法で、あれは企業でそういったデータを使ったサービスを作るとか、そういったところにおいて仮名化とか匿名化というのがいろいろ議論されているところです。厚労省等々の3省1ガイドラインについてはVPN等々で暗号化したラインをした場合に、そこにおいては暗号化していない、その通信自体は暗号化されるのですけれども、仮名化や匿名化していない情報をやり取りするというのは現在も行われていることです。

○赤川座長 ということは。

○野崎専門委員 ということは、こういったリモートワークをする際に遠隔地でそのサービスをする場合のラインですが、そのラインにおいては暗号化することが必須になるのかと。要は、いわゆるVPNで接続するということが、データ自体を暗号化しているしていないに関わらずだと思えますけれども、する必要が出てくるのかなと思えます。

○馬場構成員 それが前提だということですか。

○野崎専門委員 個人情報が含まれる場合です。ただ、CAD/CAM データ、STL データが個人情報かと言われると、そうではないと思えますし、おっしゃったように、そこに名前や生年月日とか個人を特定できるものを付与して、それをペアにしたときに初めて個人情報になってしまうわけですが、それをあえてやる必要があるのかと。そういうようなやり取りをするのかというところが運用の問題があると思えます。

○馬場構成員 私が言っていることはそういうことで、そういうことをしないという指針について全く述べられていないので。

○野崎専門委員 おっしゃるとおりです。

○馬場構成員 完全に前提であるのだったらいいのですけれども、そこは必要かなと。どこかで言う必要があるのではないかと思います。

○赤川座長 そういうところを、今度作る指針にきちんと書き込むということでよろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。では、そういうところで、論点4を終了させていただいて、最後の論点5です。「CAD/CAM を用いた歯科技工におけるトレーサビリティについて」という所です。論点5のスライドを出してください。ここでは論点の○が2つあ

ります。先ほども少し議論に出た歯科技工録の話とか、それから、歯科技工録の様式例が現代に合っていないような議論があったかと思いますが、皆さんからの御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。○の1つ目の歯科技工録の周知は、余りやっていないというデータもあったようですけれども、これはしなければいけないと思われます。松井専門委員、どうぞ。

○松井専門委員 歯科技工録についてですけれども、おっしゃるように、やはり実際にやっておられる方が少ない。一応、通知レベルではお示しはされているのですけれども、なかなか実際に業務の中で歯科技工録を全部作成するというのは非常に難しいところがあると思います。今回、歯科技工所から、また更に離れたリモートワークということになると、最初のほうの議論でもありましたが、専門性のない方、いわゆる無資格者になると思いますけれども、そういった方が業務に当たる可能性もあるということを考えると、やはりこちら辺をきちんとしないといけないと思います。ただ、先ほども言いましたように、周知もされていないし、実施も余りされていないということを考えると、今の通知レベルではなくて、もう一段厳しい構造設備基準並みの省令とか、そういった形に格上げするようなことも検討するべきかと思います。以上です。

○赤川座長 分かりました。ありがとうございます。ほかの御意見はいかがですか。歯科技工録に関してですけれども。陸構成員、どうぞ。

○陸構成員 よろしくお願ひします。歯科技工録もこのデータなどを見ていると、6割ぐらいの所がということなのですから、それも紙媒体でやっている所もあったりして、こういうのがどんどんいろいろな記録が進んでくると、なかなか紙媒体などというのは非常に厳しい状況になってくるのではないかと思います。ですから、この講習を受けるにしても何にしても、まずこの歯科技工録をもっと広めていただく。それをまず大前提として、そういう人たちをきちんと管理しているという人たちが更なる講習を受けるということにしないと、みんな講習を受けても実際はやっていないということでは、ざるになってしまふのかなというように思います。ですから、そういうところをやっているということを確認していただいて、その上に、先ほどお話が出た講習会を受けるというような1つのステップを作り、ハードルを作ったほうが私はいいいのではないかと思います。

○赤川座長 なるほど、だんだんハードルが高くなるようですけれども。ほかの構成員や専門委員の方々の考えはいかがですか。柳澤構成員、どうぞ。

○柳澤構成員 歯科技工録に関してですが、実際、私ども保健所がお伺いして、歯科技工録を作成していますかということで、これまで基本的に私どもがお伺いした所は作成している所がほとんどだったので、今、この6割という数字を見て大変驚いています。ただ一方で、ほかの保健所と意見交換しておりますと、先ほど構成員のほうからお話がありましたけれども、法ではなくて通知ではないかということで、作成に対して積極的でないという歯科技工所もあったということです。今回こうしたきっかけに、例えばもう少し格上げするということについては、私どもとしては大変有り難いなと思っているところです。

以上です。

○赤川座長 格上げという話になってまいりましたが、いかがですか、皆さん。山下専門委員、どうぞ。

○山下専門委員 先ほど松井専門委員も仰っておられましたが、できれば省令にしていただけなら有り難いです。今回、歯科技工録を必ず作成することになれば、今回のリモートワークに関しても、誰がどの場所でデザインしたか明記しないといけませんし、マテリアルの種類や、どこでミリングしたかの詳細も全て明記しなくてはなりません。

あと、保健所の担当者の方々は、本当にお忙しい状況にあります。今後、歯科技工士会と保健所と協力を行い、開設者の方々に勉強会等々のお知らせが出来ればと思っております。

○赤川座長 分かりました。しかし、歯科技工士会に入っていない歯科技工士さんたちはどうすればいいのですか。

○山下専門委員 保健所には開設届があります。現在も開設届が出ているかどうかを調査する事業も歯科技工士会で行っており、大体把握はできております。

○赤川座長 分かりました。ありがとうございます。ほかに御意見はいかがでしょう。松井専門委員、どうぞ。

○松井専門委員 今現在、国の事業として日本歯科技工士会のほうで情報提供推進事業というのをやっておられるのですね。その中で毎年6県とか7県にトレーサビリティの重要性であるとか、そういったものも講習会を行っています。そのときには各県で行っているのですけれども、その県の歯科技工所に案内を出して、その歯科技工所の方に来ていただいて講習会を受けていただくという形で、トレーサビリティの重要性というのを周知するように努めております。それと、リモートワークのところのトレーサビリティの方向性としては全く一緒だと思いますので、併せてやっていただければと思っております。以上です。

○赤川座長 ありがとうございます。そのような方向で是非やっていただきたいと思います。野崎専門委員、どうぞ。

○野崎専門委員 医療情報システムで電子カルテということをやっております、それが千差万別でして、標準化していくのに我々の先輩方が何十年もかけて苦労しているわけですが、今からテレワークをしていって、データとかそういった管理をしっかりしていくという道筋において、こういった歯科技工録というものをある程度フォーマットをどこまで揺らぎを許すかというのはありますけれども、ある程度の道だけはしっかりと決めておいて、その上でリリースをしていくという方向にすれば、今後、たまってくる情報やログといったものをきちんと評価ができるようになって、より良いシステム作りというのにフィードバックをかけるのかなと思います。

○赤川座長 なるほど。分かりました。それは歯科技工士の負担も減ると同時に、規格化というか。

○野崎専門委員 無駄な掲載がなくなるのです。

○赤川座長　そうですね、なるほど、分かりました。是非それも検討いただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。ないようでしたら、最後の所ですが、「まとめ」という所で、論点 1 から 5 まで皆さんと議論してまいりましたが、それ以外のリモートワークの考え方として、ほかにこういうことを考えなければいけないのではないかとこのところがありましたら是非お願いしたいと思います。いかがでしょうか。この論点 1 から 5 まで、ほぼリモートワークの考え方がきちんと示され整理されて、今後推進するというところにいくということによろしいでしょうか、皆さん。陸構成員、どうぞ。

○陸構成員　陸です。よろしくお願いします。先ほどのどういうものを作るかという所に戻りますが、今、CAD の設計ということもあるのですが、実際にはテレワークというか、そういうものでステントを製作したりとか、そういうところも十分可能ということになるのですけれども、その辺のところをどこの辺りまでこのリモートワークで製作というか、設計していいものなのかというのも、線引きして決めていただいたほうがいいのかなと思います。

○赤川座長　ごめんなさい。先ほど少し聞き取りにくかったのですが、何を作るということだったのですか。

○陸構成員　ステントです。インプラントのステントのガイドです。

○赤川座長　サージカルガイドプレートですね。そういう別の形のものを CAD で作る場合もということですが、これは先ほどの CAD とは別に、クラウンブリッジだけではないような気がするのですが、そのような理解でよろしいですか。

○陸構成員　その辺りを、どういう仕事とどういう仕事をリモートでやっていいのかというのをある程度決めておいたほうがいいのではないかとこのことです。

○赤川座長　そういうことですか。そういう御意見ですが、皆さんの御意見をいただきたいと思います。尾松構成員、どうぞ。

○尾松構成員　尾松ですけれども、今回の論点は CAD/CAM に焦点を合わせているので、今の議論はもう少しそれがうまく運用されるようになってからでいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○赤川座長　という御意見ですが、健康保険に入っていないということもありますけれども、そういう御意見です。ほかの構成員、専門委員の方はいかがですか。今回はクラウン。松井専門委員、どうぞ。

○松井専門委員　トレーサビリティ、歯科技工録がきちんと担保されるのであれば、そもそも CAD/CAM に限ってということで今回は検討されているわけですから、トレーサビリティ、何かがあったときに歯科技工録を見て、それがリモートで、例えばサージカルガイドプレートを作っているとか、スプリント矯正とかそういったものを行っているということになると、それが明らかになってしまうわけで、そうすると、現実的にはできないのかなと。書かなければもちろんできますけれども、性善説に基づいてちゃんと手順にのっとってやるのであれば、手順上はできないのではないかなと感じていますが、以上です。

○赤川座長 分かりました。ありがとうございます。馬場構成員、どうぞ。

○馬場構成員 今の話だとステントはなしでもいいかなと思いますけれども、もともとの所に補てつ物等とあるのですね。ですから補てつ物を含むのであれば、今の話ですと、保険収載の CAD/CAM 冠という話でしたけれども、もう今やジルコニアなどもかなり出ていますので、その辺の対象をここではっきりしておくか、あるいは後でしっかり決めておかないと、やはり混乱すると思いますので、決める必要があると思います。

○赤川座長 ということで、今の御意見と先ほどの御意見で、まず最初に、このリモートワークが先ほど CAD というところで決まっているわけですが、その内容ですよね。それを皆さんと決めておいたほうがいいですか。今日は全部をここで決めるというのは難しそうですね、皆さんの御意見を全部頂いておいて、整理をして、この次ぐらいに提示をする、ということでしょうか。

○馬場構成員 どこかでそうしなければいけないです。

○赤川座長 そうですね。今その議論の一端をしていると思っていて、御意見が幾つか出ているというところですが。

○馬場構成員 私見としましては、補てつ物等で私は多分いいのだと思います。というのは、保険の CAD/CAM 冠だけに絞ってしまいますと、かなり今ジルコニアのクラウン等も出ていますので、リモートワークをする機会が少なくなってしまうと思います。これを拡大して運用しようと思ったら、保険外のジルコニア等に拡大しても、それほど制度上、大きな変更は必要ないと思いますので、それであれば、そちらのほうがいいかなと思いますけれども、この議論は必要だと思います。以上です。

○赤川座長 先生の考えだと保険か保険ではないかは別にしても、クラウンブリッジのところまでというところですね。

○馬場構成員 であれば、制度上かなり似ていますので。

○赤川座長 なるほど。

○馬場構成員 と思います。

○赤川座長 では、サージカルガイドプレートなどは全然違うという。

○馬場構成員 サージカルガイドプレートになると、今度は DICOM データも入ってきますので。

○赤川座長 そうですね。

○馬場構成員 また基準の設定が難しいような気がするのですね。これ多分、CAD についても一定の基準は要りますよね、将来的には。

○赤川座長 そうだと思います。

○馬場構成員 そうなると、ちょっと違うような気がするのですよね。

○赤川座長 分かりました。というところが馬場構成員の意見でしたが、今日は御意見だけ聞いておこうと思いますが、ほかにありますでしょうか。では、そのような皆さんの意見をいただいたので、事務局のほうで整理していただくということによろしいですか。あ

りがとうございます。それでは、そういうことでここを終わりたいと思います。

もう 1 つ今日は大きなことがあります。資料 2 です。まずは、資料 2 の説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○歯科保健課課長補佐 事務局です。資料 2、「歯科技工所間の連携について」。まず、平成 29 年度から 30 年度にかけて、「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」の中で多様な業務モデルを導入するためのマニュアル作成等が行われました。

その研究の提言として、このスライドにあるような提言がなされております。その中で歯科技工業を効率化するというので、例えば、3 つ目のポツにありますように、少規模の歯科技工所の連携といったことも言われております。

そういった中で歯科技工所の状況を見ますと、いわゆる一人歯科技工所という、就業歯科技工士が 1 人というのが最も多く、約 80% 近い状況があります。また、近年の状況を見ますと、CAD/CAM も増えています。この CAD/CAM に関して、装置の所有状況を見ますと、CAD/CAM 装置を所有していない歯科技工所が半数を超えています。一方で、持っている所が所有している CAD/CAM 装置の状況を見ますと、右の棒グラフにあるように、CAD と CAM の両方を持っている所が約 8 割という状況です。

そういった中で、CAD/CAM を用いた歯科技工に関する現状・課題としてスライド 7 に示しております。前回の検討会の報告書の概要ですが、設備導入や維持にかかる費用が高額になる一方で、真ん中の赤い線の所にあるように、デジタル技術を活用した歯科技工は今後も増加することが推測され、小規模な歯科技工所は、それぞれの得意分野を生かしながら連携を強めていく必要があると言われております。その中で厚生労働省の委託事業で、歯科技工所業務形態改善等調査検証事業というのを行っており、今年度、日本歯科技工士会に行っていただいております。この事業の中で生産性の向上など、業務形態の改善に資する取組の検証を行っております。

その取組の例として、スライド 9 版にあります。CAD/CAM を用いた歯科技工に関する連携ということで、この事例では地域に大規模な歯科技工所と小規模な歯科技工所があり、小規模な歯科技工所がデザインソフトのみを導入し、CAM を持っている大規模な歯科技工所と連携し、効率的で質の高い歯科補てつ物を製作するという取組例です。この事例では小規模な歯科技工所が高額な機器を購入することなく、デジタル歯科技工への移行が可能となった事例です。

続いて、歯科技工物の受託と配送の業務の一元化の例です。この事例では小規模な歯科技工所が連携して、グループで宅配業者と契約し、歯科医療機関への歯科技工物の集配・配送業務を委託するものです。従来、歯科技工所が集配業務に要していた時間に歯科技工を行うことが可能となり、業務の効率化、労働時間の短縮につながったという事例です。

また、規制改革推進会議の医療介護 WG において、歯科技工所の共同利用ということで、地域の連携の一環として、特に高額な機器を複数の歯科技工所で連携してはどうかということも提案しております。さらに規制改革実施計画においても、赤い囲みの中にあるよう

に、歯科技工に使用する機器を複数の歯科技工所が共同利用することの明確化と周知も位置付けられております。

こういった状況の中で関連する法令としては、まず、歯科技工所の届出、歯科技工指示書についてです。まず、歯科技工を行うことができるのは歯科技工所ですが、その届出の中に構造設備の概要と平面図を届け出る必要があります。また、2 つ目の下の歯科技工指示書の所ですが、歯科技工士が歯科技工を行う場合には、歯科医師の指示書が必要です。その指示書に必要な内容としては、青い背景の中の右下の赤い囲みの所にありますように、その歯科技工所の名称と所在地も記載いただく必要があります。さらに歯科技工を行う場所に関しては、それを行うために必要な設備・器具というのが定められております。※3にあるようなものについては、構造設備を満たす上で必要な器具となっております。

さて、複数の歯科技工所が関わる歯科技工についてです。上の囲みにありますように、複数の歯科技工所が関わる歯科技工を行う場合に、下のパラグラフにありますように、歯科医師から補てつ物等の作成・加工を指示された歯科技工士が、歯科医師が指示していない所に補てつ物等の作成の一部を依頼することは再委託に当たり、これは認められないということで、製作過程を複数の歯科技工所が関わって製作する場合には、いずれの歯科技工所にも指示が必要というように整理されております。そのイメージ図が、下のイメージ図です。このイメージは、CAD/CAM を用いた歯科技工を複数の歯科技工所で行う場合のイメージです。一部の過程、この例では CAD を A 歯科技工所、CAM の過程を B 歯科技工所で行う場合には、歯科医師の指示は左の指示書のイメージにありますように、A 歯科技工所、B 歯科技工所のそれぞれになされる必要があります。

こういった現状・課題を踏まえて、論点として2つの○を示しています。○の1つ目が、小規模歯科技工所が多数を占める現状において、業務の効率化を進めながら質の高い補てつ物等を製作するため、どのような歯科技工所間の連携が必要かということです。

○の2つ目が、歯科技工に使用する機器の共同利用が可能であることを周知するに当たり、以下の点を明確化することとしてはどうかとしており、大きく6つのポツで示しております。1 点目が、先ほどのスライド 14 でもお示しした構造設備基準で必要とされている機器等については、共同利用することはできないということです。2 点目が、歯科医師による指示書は、「歯科補てつ物等を製作する歯科技工所」に対してなされる必要があること。3 点目が、「歯科補てつ物等を製作する歯科技工所」は、歯科技工録に製作の一部の過程を共同利用する機器を持っている歯科技工所において、そちらの機器を用いて製作した旨を記録すること。4 点目が、共同利用の機器を持っている歯科技工所は、届出を行う構造設備について連携する歯科技工所が共同利用するということを記載すること。5 点目が、共同利用の機器を持っている歯科技工所で行われる歯科技工の安全管理は、共同利用の機器を持っている歯科技工所の管理者が行うこと。そして6 点目が、「歯科補てつ物等を製作する歯科技工所」は、歯科技工に使用する機器を共同利用する場合に、歯科医師にその旨を伝えることが望ましいということです。これらを論点として示しております。

最後に、今申し上げた共同利用に関する部分のイメージ図をお示ししております。機器を共同利用して CAD/CAM を用いた歯科技工を行う場合です。こちらの例では、あくまでも歯科補てつ物等を製作するのは A 歯科技工所だけです。この例だと CAM ですが、A 歯科技工所は B 歯科技工所に行って、B 歯科技工所の CAM を用いて製作し、持ち帰って仕上げ等を行って、歯科医療機関に完成した歯科補てつ物等を納品するという流れです。機器は共同利用するのみで、補てつ物等を製作するのはあくまでも A 歯科技工所ということで、歯科医師の指示については A 歯科技工所のみになされるということです。そして A 歯科技工所はあらかじめ歯科医師に、B 歯科技工所の機器を共同利用して作りますということを伝えることが望ましいということ。A 歯科技工所は、機器を共同利用して作ったことが分かるように、歯科技工録に記録するという。そして機器を共同利用してもらう B 歯科技工所に関しては、B 歯科技工所の安全管理は B 歯科技工所が行うということと、B 歯科技工所の構造設備として、連携先である A 歯科技工所が共同利用するという。都道府県知事等に届け出ることとしてはどうかということで、論点にお示しした内容をイメージ図でお示ししております。事務局からの説明は以上です。

○赤川座長 どうもありがとうございました。ということで今度は連携という中で、2 つの論点があります。先ほどスライドの 8 から 10 で、歯科技工所の業務形態の改善の検証事業をやっているというのでしたので、それに関わって本事業をやっている日本歯科技工士会の山下専門委員から、先ほどのお話の追加や補足がありましたら、どうぞ簡単にお問い合わせいたします。

○山下専門委員 今回は日本歯科技工士会としてお話をさせていただきます。今回、歯科技工所業務形態改善等調査検証事業の委員長をしておりますので、そのことから御報告をさせていただきます。まず、9 ページの歯科技工所間連携の例です。これは現在、よく行われている例ではないかと思っております。これは四国のある場所です。歯科技工所同士がすごく離れている所で、なかなかデジタルが進まないような地域だったのです。それで今回、小規模の歯科技工所 2 軒がデザインソフトだけを購入して、大規模歯科技工所との連携を取って業務形態改善を行った良き例になります。

このメンバーには 10 名ほどいます。ここには 3 つの施設ですが、ほかにも業務形態改善ということで地域歯科技工所連携を行っております。その 10 名ほどが 10 ページにあるように、歯科専門の宅配業者をお願いをして、技工所間や歯科医院との納品などを一手に引き受けていただいているということです。コロナ禍において、なかなか患者さんや先生とお会いできない状況下の中で、すごく効率が上がったという報告があります。これは令和 2 年なので、去年の事業報告の中から出していただいております。

今、御説明にあった 15 ページの例ですけれども、今回、令和 3 年度の業務形態改善事業で検証項目としております。ある地域で CAM の装置を購入されて、その近くにいらっしゃる歯科技工所数軒と、使用契約という形で契約をし、そこでデザインをしたものを持って行き、その CAM 機を使用させていただきます。それで利点・欠点にどのようなものがある

るかということ今、検証をしている最中です。この報告は、来年の3月末に報告書として提出する予定にしております。以上です。

○赤川座長 ありがとうございます。検証事業ということで、特に最後の今出ているところで、A 技工所が B 技工所に持って行って CAM を使って削り出して製作してそれを持って帰り、最終的に仕上げて歯科医院に送るという、典型的な共同利用のイメージそのままをやっている、効果が上がっているということですね。それとも、効果があったかどうかはまだ分からないのですか。

○山下専門委員 今はまだ検証中なので、いろいろな利点・欠点が出てくると思っております。以上です。

○赤川座長 分かりました。このことも踏まえて、この論点の1と2を整理したいと思います。まず、どのような歯科技工士間の連携が必要かという論点の1つ目の○です。先ほども幾つかの例が出ていましたが、それについて構成員、専門委員の皆さんから御意見をいただきたいと思います。忌憚のない御意見をどうぞ。では、尾松構成員、どうぞ。

○尾松構成員 ちょっとずれているかもしれませんが、お聞きしたいのです。今、御説明のあった歯科技工士間の連携は、CAD/CAM 冠に関してだけでしょうか。これまでも大きな機械、例えば金属床の鋳造などは、個人1人の歯科技工所では購入できませんから、多分大きな歯科技工所のほうに出ていると思うのです。今、とにかく届出とか、そういうことをやっても現状はいいのでしょうか。CAD/CAM の場合は、届出が必要だということになっていますよね。今の CAD/CAM の論からいくと金属床を依頼するときも、ここに出しますよという届けを出さないといけないような雰囲気だったのですけれども、いかがでしょうか。

○赤川座長 そうですね。そういうルールだと思います。山下専門委員、コメントはありますか。

○山下専門委員 令和2年度事業も、そのような事例があり検証をさせていただきました。

○赤川座長 金属床ですか。

○山下専門委員 はい。デンチャー系ラボを開設されておられる方が、歯科医師の先生から2枚の指示書を頂いて、1枚は金属床専門のラボにお渡しして、1枚は仕上げ等々を行う直接の依頼者が受け取る事例でございます。そのようなすみ分けを行うことにより、業務改善になるという報告を挙げさせていただいております。以上です。

○赤川座長 分かりました。尾松構成員、そういうことらしいですが、よろしいですか。

○尾松構成員 ちょっと嫌な表現ですけども、そこがちょっとグレーな部分なので、その辺を余りカッチリしてしまうと、困る歯科技工士が出てくるのではないかと思います。以上です。

○赤川座長 そうですね。少し微妙ですかね。ほかにいかがですか。野崎専門委員、どうぞ。

○野崎専門委員 いろいろなガイドラインや規則等々で抑えなければいけないタイミング

と、ルールの確認と、提出物等々が複雑に絡み合って、かつ、歯科技工指示書も多地点にわたって送らなければいけないし、それを更に回収しなければいけないというプロセスを、一歯科技工所が管理できるのかとなると、小規模な所は非常にコストが大きくなる。これは今、スマートファクトリーということで、国の中ではデジタル庁等々がソサエティー 5.0 というところで都市 OS というのがあって、マイナポータルで、API で様々なやり取りをデジタルガバメント化しています。そういうものを「トランザクション」と言うのですけれども、そういったものをサービスとして提供していくところにおいて、そういったところに乗って行かないと、小さな所に対しての公平性が、どんどん弱くなっていく可能性を少し危惧いたします。

○赤川座長 分かりました。そうですね。だんだん負担ばかり大きくなってきて、効率化しようと思っても逆になるというところもあるのですよね。大変重要な視点だと思います。ほかにいかがでしょうか。大島構成員、どうぞ。

○大島構成員 大島です。事務局に 1 点確認したいのです。先ほどお話が出ていましたけれども、この資料を見る限り、CAD/CAM に限定されているような印象を受けるのです。これは恐らく CAD/CAM もそうですし、金属床なども含めて共同利用ということを想定されているのかと思ったのです。その辺りに関しては、どのようなご見解でしょうか。

○歯科保健課課長補佐 事務局です。今想定している機器の共同利用に関しては、共同利用する機器を CAD/CAM 装置に限定しているということではなく、高額な機器が共同利用されるものとして考えております。ですので、御指摘のあった金属床の鑄造に必要な機器などについても、共同利用の対象になるのではなかろうかと考えられます。

先ほどの追加で、尾松先生から御指摘のあった機器の共同利用の部分に関してです。現行で行われているのは、例えば CAM の部分だけ違う歯科技工所で行うということに関しては、このイメージ図でいう、A 歯科技工所の方が B 歯科技工所に行ってということではなく、一部の過程を B 歯科技工所で行う所が、恐らくほとんどだと思います。そういった場合には、それぞれ構造設備基準を満たして、安全管理がなされているそれぞれの歯科技工所でされておりますので、構造設備に関する届出はそもそもされているということです。そこに関して言えば、歯科医師の指示がそれぞれの歯科技工所に必要なもので、今回の共同利用に関しては、あくまでも A の歯科技工所の方が共同利用しに行くものですから、その違いがあるのかなと考えております。

○赤川座長 そういう説明ですが、大島構成員、それでよろしいですか。

○大島構成員 理解できました。ありがとうございます。

○赤川座長 歯科技工所間の連携と機器の共同利用に関して、いま一緒になって協議をしているようです。ほかにいかがですか。では、連携はそういうところでよろしいということで、機器の共同利用も先ほどの論点にあったような、ポツの 1 から 6 まで、特に歯科技工録というのがきちんと出ておりますが、こういう形で大よそまとめるということではよろしいですか。御異論はありませんか。挙手のマークがよく見えないのですが、いいでし

ようか。

ありがとうございました。今日はたくさんの活発な議論をいただきました。これで歯科技工士の業務のあり方等に関する事項で、「歯科技工におけるリモートワーク」と「歯科技工所間の連携」について、全部が整理できたかと思います。また、規制改革の実施計画ではスケジュールが決まっているので、後の詳しいところは申し訳ないのですが、座長に一任をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(了承)

○赤川座長　ありがとうございます。そうすると、事務局のほうで今日のいろいろな議論を整理して検討いただいて、方向性が決まりましたら事務局から各構成員・専門委員のほうにも説明をしていただきたいと思います。事務局、それでよろしいですか。では、そういうことで、今日皆さんからいただいたいろいろな議論をベースに整理をして、規制改革実施計画からの宿題に回答したいと思っております。次回以降の検討会の進め方については、また事務局と相談して決めたいと思います。日程等についても、もう一度確認をしてからということにさせていただきたいと思います。それでは、事務局のほうにマイクを返します。

○歯科口腔保健推進室長　本日は御議論いただき、ありがとうございました。次回の会議の日程については、改めて御連絡いたします。どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○赤川座長　では、少し早いのですが、今日の検討会はこれで閉会とさせていただきたいと思います。構成員の皆様、そして専門委員の皆様、大変貴重な御意見をたくさんありがとうございました。良いお年をお迎えくださいませ。また来年、どうぞよろしくお願いいたします。